

令和4年度第1回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

(令和4年12月22日現在)

1 監査の期間 令和4年8月3日から同年10月5日まで

2 監査対象年度 原則として令和3年度に執行された事業又は業務

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p><b>【鹿児島市中小企業振興条例第5条に基づく指導団体への補助金（所管課指摘事項）】</b></p> <p>(1) 鹿児島市中小企業振興条例施行規則第8条に対象団体の要件として、「条例第5条から第7条までの規定による助成金の交付を受けようとする団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付は行わない。」とあり、同規則第8条第1号に「市税を滞納しているとき」とあるが、市税の納付状況の確認を行っていない。</p>	<p>産業局 産業振興部 産業政策課</p>	<p>かごしま市商工会の市税の納付状況について、納付済みであることを、相手方から提出のあった「市税に滞納がないことの証明書」により、令和4年9月8日に確認した。今後は、交付決定時に納付状況を確認するよう徹底する。 (通知受理日：令和4年11月28日)</p>	<p>措置済</p>

4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p><b>【鹿児島市中小企業振興条例第5条に基づく指導団体への補助金（所管課意見）】</b></p> <p>(1) かごしま市商工会への令和3年度鹿児島市中小企業振興条例第5条に基づく補助金については、補助対象経費の範囲や交付額の算定方法が不明確である。補助金の交付額の妥当性や透明性の確保の観点から、補助対象経費を明確にし、交付額の算定方法の見直しについて検討されたい。 (令和4年4月1日から鹿児島市中小企業振興助成条例に題名改正)</p>	<p>産業局 産業振興部 産業政策課</p>	<p>現在は、団体の事業計画を踏まえ、予算の範囲で交付額を決定しているところであるが、ご意見を踏まえ、かごしま市商工会など鹿児島市中小企業振興助成条例第5条に基づく指導団体への補助金については、同条例施行規則を見直し、補助対象範囲を明確化したうえで予算の範囲内で算定することとする。 (通知受理日：令和4年11月28日)</p>
<p><b>【職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会（公の施設の指定管理者）（所管課意見）】</b></p>	<p>産業局 産業振興部 雇用推進課</p>	<p>鹿児島市職業訓練センターの指定管理に係る業務の範囲と費用の負担区分については、ご意見を踏まえ、業務実施要領に示すことも含め、対</p>

<p>(1) 鹿児島市職業訓練センターの指定管理者である職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を行うため、同センターに鹿児島高等技術専門校を設置しており、指定管理者であるとともに専門校の運営を行う立場を有している。</p> <p>指定管理に要する委託費について、市は同センターの設置経緯や現状等を踏まえ、施設の機械警備、消防設備点検及び施設修繕などの維持管理費用を負担し、管理業務を担う職員の人件費及び光熱水費等は職業訓練協会が負担している。委託費の金額は、市と指定管理者双方の合意によるとのことであるが、指定管理者としての管理業務の適正な執行を確保する観点から、業務実施要領や協定書に業務の範囲と費用の負担区分を明示するよう検討されたい。</p>		<p>応を検討してまいりたい。 (通知受理日：令和4年11月30日)</p>
--	--	--